

平成 22 年 5 月 21 日

愛知学院大学
学長 大野 榮人 殿

財団法人 大学基準協会
会長 納谷 廣美

異議申立に対する裁決

標記について、貴大学からの異議申立に対して、法科大学院認証評価に関する規程第 36 条に基づき行った本協会の裁決は次のとおりです。

裁 決

異議申立には理由が認められない。

理 由

1 事実

異議申立趣意書（平成 22 年 3 月 17 日付）の提出を受け、本協会理事会の諮問に基づき同年 4 月 6 日に法科大学院異議申立審査会を開催し慎重に審議を行った。

2 異議申立の趣旨および要旨

このたびの異議申立の趣旨は、本協会の「法科大学院基準に適合していない」との判定を取り消し、本協会の「法科大学院基準に適合している」との認定を求めるものである。

本協会の「法科大学院基準に適合していない」との判定の理由は、（１）カリキュラム編成に関して、展開・先端科目および法律実務基礎科目に配置すべき内容の複数の科目を法律基本科目に配置するという、特異な科目分類がなされており、平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 5 条第 1 項に照らし不適切である点（評価の視点 2 - 1）、（２）科目の分類が不

適切であることにより、履修上の問題が生じ、学生が不利益を被るおそれがある点（評価の視点2 - 4）（3）成績評価に関して、法務研究科の統一基準がシラバスに記載されているにもかかわらず、なかには異なる配点割合で評価を行う教員もあり、しかもその旨が明示されておらず、さらにシラバスにおける評価方法および基準が不明確なものもあることから、明示された基準および方法に基づく客観的かつ厳格な成績評価が行われていない点（評価の視点2 - 26）（4）再試験に関して、定期試験または追試験でC評価であった科目についても受験を認め、B評価に上がる可能性を有する制度となっていること、また、「年度末特別試験」において、定期試験または追試験でD評価（不可）再試験においてもD評価（不可）であった者に、再度単位認定の機会を与えていることから、再試験の厳格な実施がなされていない点（評価の視点2 - 27）（5）学生の受け入れに関して、「特別選考入学試験」において、公認会計士、司法書士、税理士、弁理士および外国の法曹資格者が、法学既修者認定試験を経ることなく、法学既修者コースへの入学を可能としており、法学既修者の認定基準および方法に重大な問題を有する点（評価の視点4 - 8）の5点である。

こうした判定理由に対して、貴大学より申立てられた異議の理由は、大要以下の通りである。

すなわち、貴法科大学院と受験予備校が一体となって過度な受験指導を行っている指摘した件に関して、予備校との連携については、学生の経済負担等を考慮し、模擬試験を受験させているに過ぎず、運営も学生が行っており、本協会の指摘は教育の現場から離れすぎたものである。

教育目標として掲げられていた「人間・地域・経済」（「人間と人間関係を洞察できる法曹」「地域（に密着した）市民のための法曹」「地域経済を支える法曹」）が、2010（平成22）年度版パンフレットおよびホームページにおいては正面から語られておらず、実地視察の際の面談調査においても「地域・経済」については教育目標から外した旨の説明を受けたことから、教育目標が大幅に後退してしまったと指摘した件について、2010（平成22）年度版パンフレットにおける教育目標は、人間性豊かな法曹を養成するという点に力点を置いて叙述したものであり、「地域・経済」については学生の声として語らせているため、教育目標が後退したと評価するのは妥当でなく、また、この点については、深い人間理解に到達した法曹養成を実現するために、多彩な心理学関係の科目を設けている。

「宗教哲学・坐禅」について、授業のかなりの部分を坐禅実習が占めており、当該科目の位置づけと内容の抜本的改革を、本協会が求めた件については、建学の精神である「行学一体」を実現するために大きな意味を持つものと解している。

本協会の書面評価および実地視察の時期の関係で、すでに改善・改革がなされた事項についても指摘がなされており、評価のシステムには限界がある。

3 異議申立理由に対する判断

法科大学院認証評価に関する規程第 34 条第 1 項は「異議申立は、認定の可否について、その結論の基礎となっている事実誤認の有無についてのみ、根拠となる関連資料を付して行うことができる」と規定している。しかし、申立てられた異議の理由は、いずれも本協会の「法科大学院基準に適合していない」との判定の基礎となっている事実に係るものではない。したがって、このたびの異議申立は、本審査の対象とはならない。

なお、本協会の「法科大学院基準に適合していない」との判定に関しては、法科大学院認証評価委員会における評価結果（案）の作成および理事会・評議員会における評価結果（案）の承認について、法科大学院認証評価に関する規程に定められた適正なプロセスを経ており、また、その判定基礎となる根拠資料の取り扱いに瑕疵は認められない。

以 上